

『福山大学経済学論集』
第46巻
(2022年3月) 抜刷

欧州監査委員会の監査人選定過程における候補者の経歴の影響について
—監査人の独立性の観点から—

新家 多恵子

欧州監査委員会の監査人選定過程における候補者の経歴の影響について

— 監査人の独立性の観点から —

新家 多恵子¹

概要

EUの財務執行や業績に関する監査を行う欧州監査委員会の監査人には、出身国を始めとする多数の外部のステークホルダーから独立して任務を行うことが求められている。本稿では、この監査人の独立性に関し、先行研究からその要素を抽出し、現行の監査人選任における要件やプロセスを規定する制度や実際の運用面においてこれらの要素がどのように担保されているかを検討した。

また、現職の欧州監査委員会の監査人が実際に選定された過程における欧州連合理事会、欧州議会での意思決定や議論の経過を具体的に概観することで、現行規定における課題やそれによる監査人の独立性への影響を検討した。

キーワード：説明責任、監査、独立性、欧州監査委員会、欧州議会

1 背景と問題意識

公的機関は社会を形作る制度を構築し、運用している。その活動は、当該機関の所管地域の住民や法人等から徴収した対価性の無い税により運営されていることから、納税者等に対してその執行に関する説明責任が求められる。説明責任の中には、決算の表示が財務の状況を正確に表現しているかという「正確性」、法令等に従って適正に執行がなされているかという「合規性」とともに、事務事業の遂行に無駄な支出が発生していないかという「経済性 (Economy)」、成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているかという「効率性 (Efficiency)」、さらに、目的に見合った成果が表れているかという「有効性 (Effectiveness)」が含まれる。

したがって、公的機関には上記の観点、特に、それぞれの英訳の頭文字をとって「3E」と呼ばれる「経済性」、「効率性」、「有効性」を備えた制度を構築し運用する責務がある。公的機関がその責務を果たすためには制度を構築することに加え、当該制度が実際の社会で適用され、制度の趣旨に沿った効果が発現するところまで関知する必要があると考える。本稿で

¹ 関西学院大学大学院経営戦略研究科博士課程後期課程2年、連絡先：

taekoshinke@gmail.com

※本稿投稿にあたり、福山大学経済学部准教授関下弘樹氏、同講師大城朝子氏のご推薦を賜った。記して感謝申し上げたい。

は、広範にわたる公的機関の活動の中でも、上述の説明責任を果たすために不可欠となる、組織の活動内容のチェックと必要な改善を促す役割を担う監査業務に焦点を当てる。

公的機関の監査主体は、そのほとんどが機関ごとに設置されているのが現状である。近年では、監査業務に求められる高い専門性を備えた人材確保²や、個々の行政単位だけでなく地域全体の利益を守る観点からも、共同監査の手法が注目されている。我が国における唯一の事例として、岡山県備前市と瀬戸内市が平成 28 年より監査委員事務局の共同設置を行っているが、本件も監査委員の指揮の下で業務を行う「事務局」の共同設置³であり、監査業務自体は依然として自治体ごとに実施されている。

しかしながら近年、環境問題や経済問題等、一つの国や自治体といった組織単位では実効性のある対応が行えず、関係する複数の主体が協働することで一定の効果が見込まれる越境的な課題の存在感が増大している。このような課題に対応するためには、複数の主体が取組を行うとともに、その取組に対する効果検証と改善が必要となる。この点に関して、欧州では欧州連合（European Union、以下「EU」とする）を形成し、通貨や規則の統合を図りながら、個々の加盟国の活動とは別に EU としての役割において気候変動や経済問題等に対応している。

EU としての活動を実施するために、現在 27 か国の加盟国に暮らす EU 市民から徴収した財源を活用し、その用途や事業執行に係る説明責任を果たすために、欧州監査委員会⁴（European Court of Auditors、以下「ECA」とする）という外部監査機関が設置されている。ECA は EU 全体の予算を対象に監査を実施しており、監査人は各加盟国から 1 名ずつ選出されている点で共同監査体の特徴をもつ。共同監査体では単体の機関よりも多くのステークホルダーが関与し、さらに、ECA は国境を越えた組織であるため、関係性はさらに複雑であることが推察される。関与する主体の数が多いほど利益の対立が生じやすくなる一方で、監査主体の判断に特定のステークホルダーを利するような偏りが生じればステークホルダー間やステークホルダーと監査機関との間に不信感が生じ、監査業務自体が成立しなくなるリスクが高まる。したがって、EU の現加盟国である 27 か国、約 4 億 4,700 万人（2021 年 1 月現在）⁵の EU 市民が関与する ECA には相当高度な水準での独立的な立場と公正不偏な態度が求められる。

本稿では、監査人の独立性を構成する要素として、鳥羽・川北ほか（2001）の先行研究か

² 地方自治法第 200 条の 2 の規定に基づく監査専門委員の設置

³ 地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づく監査事務局の共同設置

⁴ ECA の邦訳は、外務省等では「欧州会計検査院」としているが、本稿では財務諸表監査に加え、3E 監査を含めた広範な役割を検討する観点から「欧州監査委員会」とする。

⁵ Eurostat https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Population_and_population_change_statistics 2021 年 10 月 24 日参照

ら外見的独立性と精神的独立性を抽出し、それぞれを認識する主体や影響を与える要素を整理した。その上で、ECA の監査人における指名プロセスを概観し、先行研究による監査人の外見的独立性と精神的独立性が現行の制度面と実際の運用面でどのように当てはまるか、また EU を取り巻く多くのステークホルダーに対して説明責任を果たせるような公正不偏性を担保するものとなっているかについて検討を行う。

2 監査人の独立性

監査人の独立性概念は、精神的独立性と外見的独立性から構成される監査理論上の基礎概念である⁶。「精神的独立性」とは、「監査に従事する監査人が意識する概念であり、監査判断に際して認識すべき心の状態である。その意味において、当該監査人以外の者が認識できるレベルの概念ではない⁷」とし、監査人だけが知覚できるものとしている。ただし、鳥羽・川北ほか（2001）では「監査人の精神的独立性を第三者が知覚できないという問題と、監査人の精神的独立性に影響を及ぼす要因の識別という問題とを、これまで混同してきたようにも思われる」とし、監査人の精神的独立性に影響を及ぼす要因の存在を認識し、これを「監査判断影響要因」としている⁸。

また、「外見的独立性」とは、「監査人が下した判断に独立性が欠けているのではないかとの疑念や不安を社会の人々に与える可能性のある要因—すなわち、監査人の行動、監査人が他の関係者と取り結ぶ関係、そして監査人を取り巻く状況—から、監査人が解放されていると社会の人々が知覚した程度⁹」と定義し、外見的独立性に影響を及ぼす要因を「イメージ形成要因」と呼んでいる¹⁰。さらに、監査判断影響要因とイメージ形成要因は、精神的独立性と外見的独立性のいずれか一方に影響を及ぼす要因もあれば、双方に影響を及ぼすものもあることから、それぞれ別個に考察されるべきとしている¹¹。監査人の精神的独立性と外見的独立性のいずれかが欠けた場合も、独立性を担保することはできず、それにより信頼に足る監査が実施されないことで、施策の経済性、効率性、有効性が十分発揮できなくなるおそれがある。

鳥羽・川北ほか（2001）は民間企業における財務諸表監査を念頭に置いたものであるが、受託者が委託者に対して、その受託財産の経営に関する状況を報告するためのものという監査

⁶ 亀岡・福川・永見・鳥羽（2021, 134）

⁷ 鳥羽・川北ほか（2001, 62）

⁸ 同上書（65）

⁹ 同上書（82）

¹⁰ 同上書（65）

¹¹ 同上書（64, 65）

の基本的性質は、公共部門においても、公的機関が市民等から徴収した税の使途について外部のステークホルダーに説明責任を果たすための手続という点において同様である。そのため、本稿では鳥羽・川北ほか（2001）をもとにECAの監査人の独立性に関する考察を行う。なお、監査の対象が公的機関であれば、市民、企業、報道機関、社会全体といった、民間企業を対象とした監査よりも幅広い人々との関係が生じるため、特に外見的独立性に対する知覚は一層厳しく評価されることが想定される。

3 ECA設立の背景と役割

EUは、第二次世界大戦後から現在の組織体制に至るまでに様々な変遷を経ており、監査の位置づけについても歴史とともに変化してきている。欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community）や欧州経済共同体（European Economic Community）時代にも監査を行う体制はあったものの、予算規模の増大や加盟国の増加といった背景に対して当時の体制では不十分との声を受け、ECAはルクセンブルクに本部を設置し、1977年に発足した。しかしながら、当時の欧州共同体（European Community）においては、ECAは法的な位置付けがなされていなかった。その後、1993年のマーストリヒト条約発効によって、ECAは正式なEUの外部監査機関として法的にも位置付けられることとなった。ただし、ECAはあくまで外部監査機関であり、法的権限は有していないため、他の組織や個人に対して処分を課すことはできず、その役割としては、監査結果に基づく意見を提供することで、予算執行の権限を有する欧州委員会等による財務管理の質を向上させることが期待されている。

ECAの運営に係る内容は、EU運営条約（Treaty on the Functioning European Union、以下「TFEU」とする）で規定されている。ここでは、ECAの監査人は加盟国から1名ずつ選出されること、彼らはEU全体の利益のために完全な独立性が求められることが要求されている（第285条(1)）。さらに、同条(3)では、いかなる政府や組織に対して指示を求めることも、逆に指示を受けることも禁止する旨が規定されており、出身国政府との関係よりも、EU全体の奉仕者としての役割が期待されていると考えられる。このことは、ECAのウェブサイトのトップページに”Guardians of the EU finances（EU財政の守護者）”と謳われていることから、EU全体の利益を強く意識していることが推察されるとともに、EU市民からもその役割を期待されていると考えられる。

また、ECAが対象とする監査は、会計報告が当該年度の財政状況を正確に表しているかを確認する「財務諸表監査」、金融取引等が規則に則って実施されているかを確認する「コンプライアンス監査」に加え、最少限の資源と最も経済的な方法で目標が達成できているか、つまり3Eの観点で政策を評価する「業績監査」の3種類である。EUの人口は4億人を超え、GDP

は 15 兆 6,362 億ドル¹²と日本の約 3 倍と経済規模も大きく、多数の加盟国で構成されているため EU としての政策や予算の執行には各国の様々な思惑があるものと考えられる。したがって、その活動をチェックし、評価や改善に向けた勧告を行い公表する ECA に対しても、同様に影響力を行使したいという考えが関係者に働くことが推察される。次節以降、そのような多数のステークホルダーから ECA が独立し、監査人が公正不偏の態度を保持し、独立的な立場が担保される制度を概観し、ECA が現在直面している課題を考察する。

4 条約に定める監査人の要件及び監査人選任プロセス

4.1 条約上の監査人の要件

ECA の監査人に関する規定は TFEU 第 285 条及び同第 286 条に規定されている。まず、285 条では” It shall consist of one national of each Member State. ” とあり、加盟国から 1 名が選出されることが規定されている。その上で、監査人候補者の要件が第 286 条(1) に” The Members of the Court of Auditors shall be chosen from among persons who belong or have belonged in their respective States to external audit bodies or who are especially qualified for this office. Their independence must be beyond doubt. ” と示されている。1 文目の前段では、それぞれの出身国において外部監査機関に所属していた経験を有することが規定されており、ECA での業務従事に当たり求められる専門性について定められたものと理解することができる。一方で、後段は ECA に特に相応しい資格を有すること、と規定されており、前段に比較して具体性と客観性に欠く内容となっている。また、2 文目は、当該候補者の独立性に疑問の余地が無いことを定めている。

TFEU や ECA 自体は、独立性 (independence) について言及しているものの、その性質に「精神的独立性」「外見的独立性」という区分を設けている様子は見られない。しかしながら、上記要件の 1 文目は、監査人に経験や専門性を求めることで、それらを通じて外部のステークホルダーが当該監査人の独立性を認知することを企図していると考えられ、その意味で外見的独立性を担保するための規定であると理解される。また、要件の 2 文目は監査人自体の心の有り様という点で、本人だけが知覚できる精神的独立性を求める規定であると考えられる。

外部のステークホルダーが監査人に対して、これらの要件を満たし、独立性を担保して業務を遂行していると認知するためには、客観的な確認方法が必要となる。要件 1 文目の前半は外部監査機関での所属経験を求めるものであるため、実績により証明が可能となるが、同文後段の「ECA に特に相応しい資格」の具体的な内容が示されておらず、前段に比べて客観

¹² 2019 年現在、外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>
2021 年 10 月 24 日参照

的な証明が困難になることが推察される。また、要件2文目の監査人自身が独立性を保持しているか、という精神的独立性は、監査人のみが知覚できるものという性質上、客観的な確認方法が困難な要件であると考えられる。

4.2 条約上の監査人の選任プロセス

具体的な監査人選任の手続は TFEU 第 286 条(2)に次のように規定されている。” The Members of the Court of Auditors shall be appointed for a term of six years. The Council, after consulting the European Parliament, shall adopt the list of Members drawn up in accordance with the proposals made by each Member State. The term of office of the Members of the Court of Auditors shall be renewable.” まず1文目は任期が6年間であることの説明である。次に2文目について、“The Council”はEUの立法を司る欧州連合理事会(The Council of the European Union)を意味しており、欧州議会(European Parliament)との協議を経て、加盟国からの推薦者を任命するとしている。3文目は、監査人は再選可能であることを規定している。本条項から、ECAの監査人を最終的に選任する権限を持つのは欧州連合理事会であり、欧州議会は選任過程で協議を行うものの、その協議内容が法的拘束力を持たないことが読み取れる。したがって、欧州議会は協議対象となる候補者に対して同意、反対いずれの意見を表明したとしても、欧州連合理事会はその意見に必ずしも従う必要はないこととなる。

4.3 欧州議会決議による追加要件

上記のECAの監査人への要件や選任プロセスについて、欧州議会が好ましくないと結論を下した候補者が欧州連合理事会により承認され、ECAの監査人に就任している事例が存在していることから、欧州議会は自らの意見に対するより一層の尊重を含む、制度改正の必要性を表明している。そのうちのひとつとして、“European Parliament resolution of 4 February 2014 on the future role of the Court of Auditors. The procedure on the appointment of Court of Auditors’ Members: European Parliament consultation.”という決議の発出がある。同決議では、ECAの監査人選任プロセスにおいて欧州議会が重視する監査人の選任基準や手続を条約上の内容に追加し規定している。

同決議では、監査人の要件について、言語能力や政治的な関係、年齢やジェンダーバランスといったTFEU上では規定されていない要件を追加し、これらの点も含めて適否を判断している。また、同決議ではECAの監査人候補者は公開のヒアリングへの出席が求められる等、条約に規定されていない欧州議会内での手続きについて詳細に定められている。欧州議

会では、ECAの監査人の選任に関する業務は予算管理委員会 (Budgetary Control Committee) が所掌している。TFEU上で規定されている協議のプロセスは、公開ヒアリングでの対応などを勘案して構成員の投票により予算管理委員会としての賛否を判断し、その後、欧州議会本会議において再度投票を行い、欧州議会としての当該監査人候補者の選任に係る賛否を判断し、欧州連合理事会に申し送ることとなっている。

5 現行のECA監査人に対する欧州議会での評価

5.1 現行のECA監査人の選定過程における欧州議会での投票結果

本稿を執筆している2021年11月29日時点ではEUの加盟国数は27か国、ポルトガル出身の監査人が空席となっておりECAのウェブサイトでは26人の監査人が掲載されている。彼らはECAの監査人として最終的に欧州連合理事会により選任された人々であるが、彼らの選定過程において欧州議会との協議結果を概観することで、実際の候補者の資格や経歴がTFEUに定める要件に合致していると捉えられているのかについて検証を行う。

欧州議会のウェブサイトでは、予算管理委員会や本会議での投票結果、公開ヒアリングでの質疑応答の内容、本会議での構成員による個別意見も含めてすべて公開されている。表 1 は、現行の ECA 監査人 26 人の選定過程における欧州議会内の予算管理委員会での投票結果と本会議での投票結果をまとめたものである。この中で、2 番の Ladislav BALKO 氏は予算管理委員会での投票では賛成よりも反対が多いにもかかわらず、本会議での投票を経て最終的に欧州議会としては賛成の意見を決議している。一方で、14 番の Leo BRINCAT 氏については予算管理委員会では賛成が反対を上回っているものの、本会議での投票結果では同監査人の選任に反対する議決を採択し、欧州連合理事会に申し送っている。しかしながら、既述の通り、ECA の監査人選任は最終的に欧州連合理事会が決定するものであるため、欧州議会から当該候補者に関する否定的な意見が提出された場合でも、欧州連合理事会は候補者を監査人に選任することができる。そのため、14 番に加え 21 番の Viorel ȘTEFAN 氏、26 番の Marek OPIOLA 氏も欧州議会での選任否決の決議が出されながらも、ECA 監査人として選任されている。このように、欧州議会内でも予算管理委員会と本会議とで意見が一致しないケースも見られるものの、その数は決して多くなく、また本会議の投票者の中には「予算管理委員会での決定に従った」という意見も多く見られるため、予算管理委員会でのプロセスや決定は欧州議会内で重視されているものと思料される。

表 1. ECA 監査人の名前・出身国・欧州議会（予算管理委員会・本会議）での投票結果

	名前	出身国	予算管理委員会投票結果			本会議投票結果
			賛成	反対	棄権	
1	Klaus-Heiner LEHNE	ドイツ	16	5	3	○
2	Ladislav BALKO	スロバキア	8	16	2	○
3	Lazaros S. LAZAROU	キプロス	19	1	1	○
4	Pietro RUSSO	イタリア	17	4	4	○
5	Baudilio TOMÉ MUGURUZA	スペイン	18	1	4	○
6	Iliana IVANOVA	ブルガリア	23	0	1	○
7	Alex BRENNINKMEIJER	オランダ	23	1	0	○
8	Nikolaos MILIONIS	ギリシャ	23	1	0	○
9	Bettina JAKOBSEN	デンマーク	22	0	1	○
10	Samo JEREB	スロベニア	17	3	6	○
11	Jan GREGOR	チェコ	15	3	8	○
12	Mihails KOZLOVS	ラトビア	14	4	8	○
13	Rimantas ŠADŽIUS	リトアニア	16	3	0	○
14	Leo BRINCAT	マルタ	11	9	1	反対
15	Juhan PARTS	エストニア	15	5	1	○
16	Ildiko GALL-PELCZ	ハンガリー	16	2	2	○
17	Eva LINDSTRÖM	スウェーデン	15	0	0	○
18	Tony MURPHY	アイルランド	15	0	0	○
19	Hannu TAKKULA	フィンランド	13	9	2	○
20	Annemie TURTELBOOM	ベルギー	20	2	0	○
21	Viorel ȘTEFAN	ルーマニア	8	12	0	反対
22	Ivana MALETIĆ	クロアチア	11	8	2	○
23	François-Roger CAZALA	フランス	20	3	1	○
24	Joëlle ELVINGER	ルクセンブルク	19	5	0	○
25	Helga BERGER	オーストリア	16	11	3	○
26	Marek OPIOŁA	ポーランド	7	23	0	反対
27	— (※)	ポルトガル	—			—

(※) 調査日 (2021年11月28日) 現在、ポルトガル出身の監査人はウェブサイトに掲載されていない。

(出所) 各監査人の投票に関する欧州議会資料をとりまとめ筆者作成

5.2 欧州議会での投票における意見と候補者の経歴の影響

予算管理委員会で反対多数となった2番のLadislav BALKO氏はECAの監査人として経験を既に有していたものの、「専門知識の欠如」「利益相反の懸念」「独立性の欠如」「ジェンダーバランス」「ヒアリングでの対応が不十分」といった否定的な意見が挙げられていた。一方で、賛成意見の中には、ECAでの勤務経験や、「非政治的な立場を貫いている」という姿勢を評価する声も見られた。

14番のLeo BRINCAT氏も出身国のマルタでは会計に関する重要なポストに就任していた経験があり、その政治経済分野における手腕を評価する声も上がっていた。しかしながら、銀行界との関係性に公平性を疑う声やパナマ文書に名前が挙がっている閣僚を公然と支持する姿勢に多くの反対意見が集まっていた。

26番のMarek OPIOLA氏も出身国のポーランドでは会計検査院の幹部を務めるなど、専門性をもった経験を有するものの、欧州議会では予算管理委員会・本会議ともに反対多数の結果となった。その一方、賛成意見が多数となっている監査人の経歴について、全員が母国で外部監査期間に所属していた経験を有しているかどうか必ずしも明らかではなく、上記の通り監査に高い専門性を有する候補者であっても、公平性や政治的な姿勢が経験を上回る割合で評価対象とされていることが実態として見られた。また、欧州議会や欧州連合理事会といったECAの監査人の役割を熟知した人々でさえ、真逆の評価を行っていることが分かる。

6 結論と今後の課題

ECAの監査人の選任プロセスに係る現行の規定や運用は、EUを取り巻く多くのステークホルダーに対して説明責任を果たせるような公正不偏性を担保するものでなければならない。TFEUに規定されている要件では、精神的独立性と外見的独立性の双方の内容を求める記載となっているが、内容が漠然としていることが否定できない。その中で、欧州議会が決議により更に詳細な要件を設け、公開ヒアリング等の手続を行い、投票結果や個別意見について公表することで外部のステークホルダーに対する豊富な情報提供に寄与している。

一方で、監査人の選任プロセスでは、欧州議会が反対した監査人が欧州連合理事会により任命されているなどEU機構内での意見に大きな食い違いが見られる。欧州議会の議員は加盟国各国のEU市民から議員を直接選挙で選ばれていることから、同組織の動向に対するEU市民の関心は大きく、実際にECAの監査人選任に関する報道なども行われている。欧州議会はECAの監査人選任に直接的な決定権を持たないものの、そこから発信される特定の監査人に対する問題意識や否定的な意見を含む大量の情報は、EU市民にとって当該監査人の外見的独

立性を評価する際の大きなイメージ形成要因となるとともに、監査人本人の精神的独立性に影響を与える監査判断影響要因となり得ると考えられる。

しかしながら、監査人候補者の経歴や政治的立場等、監査人を評価する視点は様々であり、選任に対する意見を表明する関係者ですら同一事象に対して真逆の判断が行われていることから、独立性に影響を与える要因を細かく特定することは現時点では困難である。一方で、EU市民に対する実質的な影響力を有する欧州議会の意見と、それによる外部のステークホルダーや監査人本人が知覚する独立性に対する影響などを考慮し、EU全体の利益のために独立性を担保した監査人が選定されるプロセスに近づくよう現行の規定を見直すことも必要であると思料する。

(参考文献)

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 April 2016 on the nomination of Jan Gregor as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 April 2016 on the nomination of Ladislav Balko as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 April 2016 on the nomination of Mihails Kozlovs as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 April 2016 on the nomination of Samo Jereb as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 7 June 2016 on the nomination of Rimantas Šadžius as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 September 2016 on the nomination of Lazaros Stavrou Lazarou as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 13 September 2016 on the nomination of Leo Brincat as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2016), European Parliament decision of 14 December 2016 on the nomination of Juhan Parts as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2017), European Parliament decision of 27 April 2017 on the nomination of Ildikó Gáll-Pelcz as a Member of the Court of Auditors.

European Parliament (2017), European Parliament decision of 15 November 2017 on the

nomination of Baudilio Tomé Muguruza as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2017), European Parliament decision of 15 November 2017 on the
nomination of Bettina Jakobsen as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2017), European Parliament decision of 15 November 2017 on the
nomination of Hannu Takkula as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2017), European Parliament decision of 15 November 2017 on the
nomination of Iliana Ivanova as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2017), European Parliament decision of 15 November 2017 on the
nomination of Pietro Russo as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2018), European Parliament decision of 17 January 2018 on the
nomination of Eva Lindström as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2018), European Parliament decision of 17 January 2018 on the
nomination of Tony James Murphy as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2018), European Parliament decision of 1 March 2018 on the
nomination of Annemie Turtelboom as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 16 April 2019 on the
nomination of Ivana Maletić as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 16 April 2019 on the
nomination of Viorel Ştefan as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 26 November 2019 on the
nomination of Alex Brenninkmeijer as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 26 November 2019 on the
nomination of François-Roger Cazala as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 26 November 2019 on the
nomination of Joëlle Elvinger as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 26 November 2019 on
the nomination of Klaus-Heiner Lehne as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2019), European Parliament decision of 26 November 2019 on the
nomination of Nikolaos Milionis as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2020), European Parliament decision of 8 July 2020 on the
nomination of Helga Berger as a Member of the Court of Auditors.
European Parliament (2020), European Parliament decision of 15 December 2020 on the

- nomination of Marek Opiola as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Jan Gregor as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Juhan Parts as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Ladislav Balko as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Lazaros Stavrou Lazarou as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Leo Brincat as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Mihails Kozlovs as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Rimantas Šadžius as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2016), Report on the nomination of Samo Jereb as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Baudilio Tomé Muguruza as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Bettina Jakobsen as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Hannu Takkula as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Ildikó Gáll-Pelcz as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Iliana Ivanova as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2017), Report on the nomination of Pietro Russo as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2018), Report on the nomination of Annemie Turtelboom as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2018), Report on the nomination of Eva Lindström as a Member

- of the Court of Auditors.
- European Parliament (2018), Report on the nomination of Tony James Murphy as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Alex Brenninkmeijer as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of François-Roger Cazala as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Ivana Maletić as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Joëlle Elvinger as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Klaus Heiner Lehne as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Nikolaos Milionis as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2019), Report on the nomination of Viorel Ștefan as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2020), Report on the nomination of Helga Berger as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2020), Report on the nomination of Marek Opiola as a Member of the Court of Auditors.
- European Parliament (2014) European Parliament resolution of 4 February 2014 on the future role of the Court of Auditors. The procedure on the appointment of Court of Auditors' Members: European Parliament consultation.
- Kowald, K. (2020), "Nomination to the European Court of Auditors: Role of the European Parliament in the appointment procedure," *European Parliamentary Research Service*.
- Laffan, B., (2003), "Auditing and accountability in the European Union", *Journal of European Public Policy*, 10(5), 762-777.
- Stephenson, P. (2016), "Sixty-five years of auditing Europe." *Journal of Contemporary European Research*, 12(1), 467-485.
- Stephenson, P. (2014), Paul "Appointing the members of the European Court of

Auditors:towards better-qualified management and more efficient and timely decision-making?, ” *Cuadernos europeos de Deusto*, 51, 99-120

Vogiatzis, N. (2019), “The independence of the European Court of Auditors”, *Common Market Law Review*, 56(3), 667-701.

R. K. マウツ・H. A. シャラフ著、近澤弘治監訳(1987), 『監査理論の構造』中央経済社.

亀岡恵理子・福川裕徳・永見尊・鳥羽至英 (2021), 『財務諸表監査 改訂版』国元書房.

鳥羽至英・川北博ほか (2001), 『公認会計士の外見的独立性の測定—その理論的枠組みと実証研究—』白桃書房.

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置研究会 (2021), 「監査委員会事務局共同設置の有効性に関する調査報告書」.

(ホームページ参照)

- Eurostat https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Population_and_population_change_statistics 2021年10月24日参照
- ECA <https://www.eca.europa.eu/en/Pages/ecadefault.aspx> 2021年10月24日参照
- EU https://europa.eu/european-union/about-eu/institutions-bodies/european-court-auditors_en 2021年10月24日参照
- Nomination of a Member of the Court of Auditors - Leo Brincat (A8-0257/2016 - Igor Šoltés) Explanation of votes
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-8-2016-09-13-ITM-005-11_EN.html 2021年11月28日参照
- Nomination of a member of the Court of Auditors - Ladislav Balko (A8-0055/2016 - Igor Šoltés)Explanation of votes
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-8-2016-04-13-ITM-012-07_EN.html 2021年11月28日参照
- 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html> 2021年10月24日参照

The Influence of the Candidate's Background on the European Court of Auditor's
Member Appointment Process : A perspective on Auditor's Independence

Taeko Shinke

Abstract

The members of the European Court of Auditors, who are responsible for auditing the EU's financial execution and performance, are required to perform their duties independently of a number of external stakeholders, including their country of origin.

In this paper, I extracted the elements of auditor independence from the previous studies, and examined how these elements are secured in the current systems that specify the requirements and processes for auditor appointment, as well as in actual operations.

In addition, by specifically reviewing the process of decision-making and debate in the Council of the European Union and the European Parliament during the actual selection of the incumbent members of the European Court of Auditors, I examined the issues in the current regulations and their impact on the independence of the auditor.